



**呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の改正誤り等について**

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例について，令和元年度に必要な条例の一部改正を行っていないことが判明しましたので，報告します。

**1 概要**

本市には，現在，市内に26箇所の幼保連携型認定こども園が設置されています。

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「国の基準」といいます。）の規定により，園児の年齢別の職員配置の数に含めることができる副園長又は教頭の資格は，幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方を受けた者に限ることとされていますが，令和7年3月末までは，いずれか一方を受けていれば，職員配置の数に含めることができる特例が設けられています。

当該特例は，当初，令和2年3月末までとされていましたが，国の基準の一部改正（令和元年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第3号による改正）により，令和7年3月末までに延長されていました。

本市では，国の基準に従って呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）を定めているため，国の基準が改正されれば，当該条例の改正が必要ですが，現行条例では，特例を延長する改正を行っておらず，令和2年3月末までとなっていました。

年度	国基準	年度	市基準
平成27年度 ↳ 令和元年度	令和2年3月31まで（5年間）	平成28年度 ↳ 令和元年度	中核市移行により制定 令和2年（H32年）3月31まで （4年間）
令和2年度 ↳ 令和6年度	期間延長（5年間） 令和7年3月31日まで	令和2年度 ↳ 令和6年度	期間延長（5年間） 令和7年3月31日まで <b>未改定</b>
令和7年度 ↳ 令和8年度	期間延長（2年間） 令和9年3月31日まで	令和7年度 ↳ 令和8年度	期間延長（2年間） 令和9年3月31日まで 12月定例会において一部改正案を提出予定

**2 原因**

国の基準の一部改正による特例の令和7年3月末までの延長について，当時，国から電子メールにより通知があったにもかかわらず，その電子メールを見落としたため。

### 3 判明した経緯

この度、国の基準の一部改正により、さらに、特例が令和9年3月末まで2年間延長されることになり、国からの電子メールによりその旨の通知があったことを受け、現行条例の一部改正に向けて準備をする中で、前回（令和元年）の国の基準の改正に合わせた条例の改正を行っていなかったことが判明しました。

### 4 影響

国の基準の一部改正による特例期間の延長は、市町村が条例に定めて遵守しなくてはならない「従うべき基準」になります。

国が定めた基準と異なる基準（条例）が許容されるのは、地域に特別な事情がある場合等に限られるため、特別な事情等がないのに異なる基準（条例）とした場合には、違法とみなされるおそれがあります。

市内の一部の幼保連携型認定こども園には、両方の資格の取得が終わっていない副園長又は教頭が配置されている園がありますが、仮に違法な条例であっても、当該副園長又は教頭については、条例違反となります。

しかしながら、当該条例違反については、①罰則の定めがないこと及び②改善指導の対象にはなるが、本市は国の基準で運用していたため、事業者に改善指導を行う（不利益を与える）こともなく、「実質的な影響」はなかったものの、本市が条例どおり運用していなかったものです。

令和6年の国の基準の一部改正により当該特例は令和8年度末まで延長されることに伴い、条例改正案を12月定例会に提出する予定ですが、条例改正までの間、本来であれば条例に基づいて是正措置を講じる必要がありますが、国の基準に沿った運用をしていた事業者が瑕疵のある条例の違反状態になったからといって不利益を被ることになるのは適当ではないため、引き続き国の基準に基づいて運用します。

### 5 対応

すみやかに国の基準に従うよう、令和6年第4回呉市議会（12月定例会）に条例の一部改正案を提出します。

### 6 再発防止策

国・県からの文書通知や電子メールの確認について、確認する担当者を明確にし、受信した内容を確認、かつ、適正に処理されているかについて、上司が適宜確認するようにします。